

夕張市通所型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6第2号に基づき、夕張市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第3条第1項（1）②に規定する通所型サービスのうち、イ通所型サービスA（以下「本事業」という。）に係る人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、省令、実施要綱、夕張市地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の例による。

(基本方針)

第3条 本事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や、運動及びレクリエーション活動による機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(事業の一般原則)

第4条 本事業を提供する者（法第115条の45の5第1項の指定を受けた者。以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

(事業の実施)

第5条 本事業は、事業者により実施するものとする。

(事業の内容)

第6条 本事業の提供に係る事業の内容は、次に掲げるもののうち、適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。

- (1) 生活機能の向上を目的とした活動
- (2) 生活等に関する相談及び助言
- (3) その他居宅要支援被保険者等に必要な支援

(管理者)

第7条 事業者は事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所の職務に従事することができるものとする。

(従業者の員数)

第8条 事業者が、本事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、本事業を提供している時間帯に専ら本事業の提供に当たる従業者が1以上とし、利用者の数が15人を超える場合にあっては、本事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

(設備及び備品等)

第9条 事業者は、本事業を提供するために必要な場所及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、並びに事業運営を行うために必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する事業を提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

(利用回数及び利用時間)

第10条 通所型サービスAの利用回数は、次の各号に掲げる回数を目安とし、地域包括支援センター等の介護予防ケアマネジメントにより決定する。

(1) 事業対象者及び要支援1の者は、週1回とする。

(2) 事業対象者及び要支援2の者は、週2回以内とする。

2 サービス提供時間は1回につき、2時間以上とする。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業者は、正当な理由なく本事業の提供を拒んではならない。

(個別計画の作成)

第12条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、利用者ごとに、本事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、本事業を提供する期間等を掲載した個別計画を作成するものとする。

(受給資格等の確認)

第13条 事業者は、本事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証により、被

保険者資格の有無、要支援認定又は事業対象者の認定の有無、認定の有効期間を確認するものとする。

(心身の状況等の把握)

第 14 条 事業者は本事業の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等からの情報を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(地域包括支援センター等との連携)

第 15 条 事業者は、本事業の実施に当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業者は、本事業の提供を終了するに当たっては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第 16 条 事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿ったサービスを提供するものとする。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 17 条 事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第 18 条 事業者は、本事業を提供した際には、本事業の提供日及び内容、その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

2 事業者は、本事業を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(利用料等の受領)

第 19 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する本事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、本事業に係る第一号事業支給費基準額から事業者を支払われる第一号事業

支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない本事業を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、本事業に係る第一号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) おむつ代
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第1号に掲げる費用は、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。
- 5 事業者は、前3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、本事業の内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

（管理者の責務）

第20条 事業者の管理者は、当該サービス事業所の従業者の管理及び本事業の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 事業者の管理者は、当該サービス事業所の従業者にこの要綱の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第21条 事業者は、事業所ごとに次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておくものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 本事業の利用定員
- (5) 本事業の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市への通知)

第 22 条 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに本事業の提供に係る指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって本事業の提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 23 条 従事者は、本事業の提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第 24 条 事業者は、事業所の設備、備品等について、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(秘密保持等)

第 25 条 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかなければならない。

(事故発生時の対応)

第 26 条 事業者は、利用者に対する本事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する本事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情処理)

第 27 条 事業者は、提供した本事業に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、本事業の提供に関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(虐待の防止)

第 28 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図ること。

(2) 事業者における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(サービス内容の説明及び同意)

第 29 条 事業者は本事業の提供を開始する前に、利用者又はその家族に対し、運営規程等の重要事項及び提供するサービス内容について説明し、利用者の同意を得なければならない。

(その他)

第 30 条 この要綱に定めるもののほか、本事業に実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。